

越前中学校 校則

1 校則の意義

越前中学校の生徒として、社会の一員としての自覚を持ち、学校生活を有意義に、安全で落ち着いた生活を送るため、また、社会に出たときに法と秩序を守って有意義な社会生活を送ることができるように以下の校則をもうけ、これを全員が守るものとする。

2 校内生活について

- (1) 校内生活に不必要なものは学校に持ってこない。
- (2) 公共物は大切に扱い、破損した場合は先生に届け出る。
- (3) 登校後は、先生の許可なく校外に出ない。
- (4) 男女とも授業中は原則として制服とする。ただし、必要のあるときは体操服で活動する。

3 頭髪について

- (1) 次のような点を守って、中学生にふさわしい清潔感のある髪型とする。
 - ・保健衛生面に注意する。
 - ・前髪や横髪は目にかからないようにする。(女子は横でピンでとめても良い。)
 - ・女子は後ろ髪が肩につかないようにする。(肩についたらゴムで束ねる。耳のラインより下方で。)
 - ・男子は、後ろ髪が襟にかからないようにする。
 - ・ゴムやピンの色は、黒・紺・茶で、よけいな飾りのついていないものを使う。
 - ・ピンの使用はヘアピンかスリーピンとし、ヘアバンド、カチューシャ、バレッタ等の使用は禁止する。
 - ・横髪を使つての三つ編み・編み込みは禁止する。横髪は垂れないようにピン等で止める。
 - ・長くなった髪を後ろでアップにすることは禁止する。
 - ・染色、脱色等はしない。
 - ・パーマはかけない。
 - ・眉毛を細くしたり、薄くしたりしない。
 - ・そり込み、ツーブロックなど極端な髪型はしない。
 - ・整髪料は使用しない。

4 服装について

(1) 制服

男子 学生服は標準、ズボンはワンタック、ストレートとする。ボタンは越前中学校のものとする。ベルトは、黒又はそれに近い色でよけいな飾りのない物を着用する。
男子の夏服は、白のカッターシャツとし、背中のタックは、ワンタックまでとする。
また、襟の幅が極端に狭いものは禁止とする。(5 cm以下のものは不可)

女子 学校指定のセーラー服にネクタイを着用する。
セーラー服の長さは、礼をしたときアンダーウエアが見えない長さとする。
スカートの丈は、膝の真ん中より長くする。
夏は、白のセーラー服とネクタイとする。

- (2) 制服には、学校指定の名札を胸ポケットに着用する。
- (3) 外履きの色は、黒・紺・茶・グレー・白系、形については登下校時の安全性を考えたものとする。体育時の外ズックと内ズックは学校指定のものを着用する。
- (4) コート、ジャンパー、マフラー（ネックウォーマー）、雨傘は華美でないものを着用してもよい。色は黒・紺・茶・グレー・白系とする。
- (5) 靴下は、白とする。白を基調として、ワンポイントとライン入りはよしとする。ショートソックスなどファッション性の高いソックスは禁止する。女子は、寒い時期にはタイツを着用してよい。色については、黒・ベージュとする。
- (6) 制服の下は、男子はカッターシャツ、女子はブラウスまたは、白のTシャツとする。冬は、その上にセーターやトレーナーを着てもよい。肌着は白とする。セーターやトレーナーの色についても、上記同様に華美でないものとする。

5 体操服について

- (1) 学校指定のものとする。
- (2) 部活動の時は、部活動ごとに指定された服装とする。

6 持ち物について

- (1) 学生かばんは、学校指定のものとする。かばんには、必要以上に飾りをつけない。手のひらに収まる大きさのものを一つまでとする。
- (2) 雨がさは華美でないものとする。
- (3) お茶・水を持ってきてもよい。休日の部活動にはスポーツ飲料でもよい。但し、登下校中に買うことは禁止する。
- (4) 香料のある制汗剤や汗拭きシートなどは使用しない。

7 登下校について

- (1) 徒歩通学の生徒は指定された通学路を安全に気をつけ、右側を歩いて登下校する。ただし、校地内では、落石の危険があるためグラウンド側を歩く。
- (2) バス通学の生徒はマナーを守り、バスを利用する。
- (3) 原則として制服で登校する。

8 町外・夜間外出について

- (1) 生徒だけで外出する際は、必ず保護者の許可をもらう。また、目的にあった服装をし、社会の一員として恥ずかしくない行動をとる。
- (2) 生徒だけで遊技場（ゲームセンター・カラオケボックス）への出入りはしない。
- (3) 夜間の外出、外泊はしない。

平成 22 年 1 月 8 日改正

平成 29 年 2 月 1 日追加 6-4